

「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は 9月29日から10月3日にかけて順次発送します。

標記のことについて、下記のとおり送付いたしますので、お知らせいたします。

記

1 送付書類

(1) 令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 (※)

※ 令和7年中の支給年金額の増額により令和8年分から源泉徴収の対象となる方及び
令和7年分の扶養親族等申告書を未提出の方には、あらかじめ扶養親族等申告書の表面
の1の「変更あり」欄に斜線を印字した様式を送付いたします。

(2) 令和8年分公的年金等の扶養親族等申告書の手引き

(3) 返信用封筒（提出する際は110円分の切手を貼ってください。）

2 送付対象となる方

退職または老齢を給付事由とする年金を受給されている方のうち、令和8年の当組合からの年金支給見込み額が127万円以上の方（退職年金等の受給者の方は205万円以上）

3 送付日

令和7年9月29日（月）から令和7年10月3日（金）にかけて順次発送
（昨今の郵便事情により、お手元に届くまで1週間ほどかかると見込まれます。）

4 提出期限

令和7年10月31日（金）

❖❖地方職員共済組合

令和8年12月31日時点の年齢が
65歳未満(S37.1.2以降に生まれた方)…155万円以上の方
65歳以上(S37.1.1以前に生まれた方)…127万円以上の方
(ただし、退職年金等を受給されている場合は205万円以上の方)

提出期限：令和 年 月 日

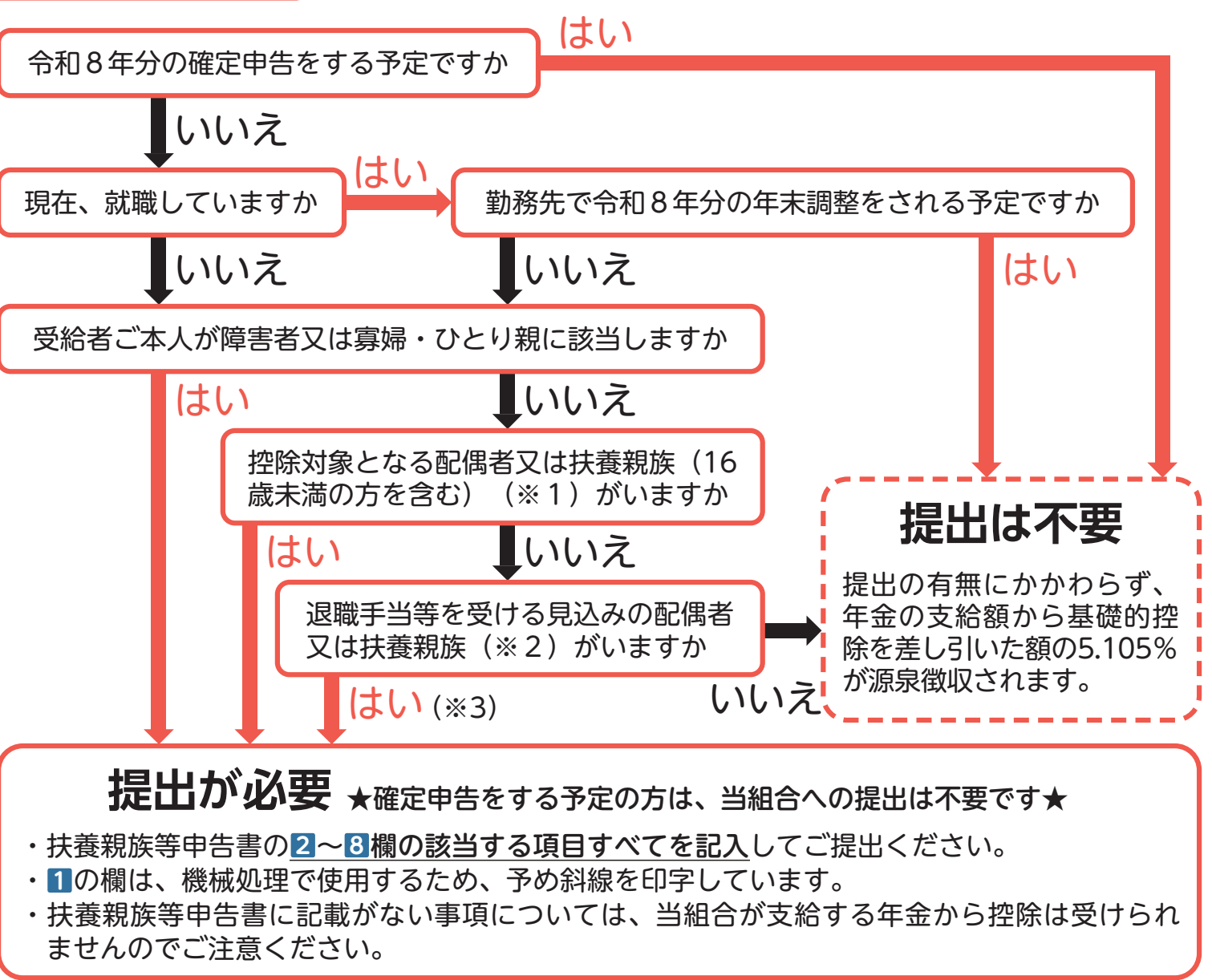
令和 年 月 日 地方職員共済組合

令和8年分扶養親族等申告書在中

令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

扶養親族等申告書の提出が不要となる場合があります。以下でご確認ください。

提出要否の確認



※1 年間所得（収入－控除額）見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は58万円以下（19歳以上23歳未満の方は85万円以下）の方に限ります。
※2 退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は58万円以下（19歳以上23歳未満の方は85万円以下）の方に限ります。
※3 ご提出いただくことで、個人住民税で該当する控除が受けられます。

申告内容に不明点がある場合には、当組合から電話等にて確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。☎

※この面は源泉控除対象親族等が5人以上いる場合のみ記載してください。

源泉控除対象親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満) ※ 5人目以降の源泉控除対象親族等について、以下に記載してください。														
氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住 所 ○を付けてください	障 害 の 状 況			所得見積額 【所得＝収入－控除額】					
						手帳の種類	等級など	区 分						
個人番号 (マイナンバー)		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . . 老人・特定	0 同居	1 身体障害者		1 普通障害	年金 給与 その他	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要です)。 万円 万円 万円				
				1 別居(国内)	2 精神障害者		2 特別障害							
				別居(国外)	3 その他									
個人番号 (マイナンバー)		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . . 老人・特定	0 同居	1 身体障害者		1 普通障害	年金 給与 その他	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要です)。 万円 万円 万円				
				1 別居(国内)	2 精神障害者		2 特別障害							
				別居(国外)	3 その他									
個人番号 (マイナンバー)		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . . 老人・特定	0 同居	1 身体障害者		1 普通障害	年金 給与 その他	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要です)。 万円 万円 万円				
				1 別居(国内)	2 精神障害者		2 特別障害							
				別居(国外)	3 その他									
個人番号 (マイナンバー)		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . . 老人・特定	0 同居	1 身体障害者		1 普通障害	年金 給与 その他	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要です)。 万円 万円 万円				
				1 別居(国内)	2 精神障害者		2 特別障害							
				別居(国外)	3 その他									

【5人以上源泉控除対象親族等がいる場合】

5人以上源泉控除対象親族等がいる場合は、氏名の印字はされず、以前マイナンバーを記載していただいても、機械処理上、上記欄には「**申告済**」と印字ができませんのでご了承ください。
組合では、記載していただいた氏名及び個人番号はデータ管理をしていますので、ご安心ください。

記入例 詳しくは同封の手引きを参照してください。

◆ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。

年金証書記号番号

8594

令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出期限

令和 年 月 日

事務処理上、予め斜線を引いています。

1 変更なし

2 変更あり

2

氏名

共済 太郎

住所

T102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9

TEL (03) 3261-9850

3

手帳の種類

等級など

区分

4

900万円超え

5

本人の年間所得見積額が500万円以下 ⇒

寡婦控除・ひとり親控除

事由

死亡

生計を

氏名

年間所得見積額

6

源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者

氏名

続柄

扶養区分

生年月日

住所

障害の状況

所得見積額等

7

源泉控除対象親族(16歳以上) または 扶養親族(16歳未満)

氏名

続柄

扶養区分

生年月日

住所

障害の状況

所得見積額等

8

摘要欄

共済 二郎 令和7年1月31日

共済 三美 東京都〇〇区△△ □番地◇

申告書を提出される場合は、該当箇所をすべて記入してください。

提出年月日を記入してください。

日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

所得税法上の障害の範囲や区分等は、手引き6頁を参照してください。

配偶者の収入が年金のみで
65歳未満の方:118万円以下
65歳以上の方:168万円以下
の場合は、該当箇所を囲んでください。
上記以外の収入の方は、年間所得見積額を記入してください。

所得=収入-控除額
収入額をそのまま記載すると控除対象外となる場合がありますのでご注意ください。所得の詳細い算出方法については手引き8頁を参照してください。
例:65歳以上で年金額の合計額が170万円の場合、
所得=170万円-110万円(控除額)<95万円ですから本来は控除対象ですが、所得見積額の記入欄に170万円と記載すると所得が170万円と判断され、控除対象外となります。
源泉控除対象親族についても同じです。

源泉控除対象配偶者等の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

別居の扶養親族等の住所及び障害に係る証明書等の交付日については、8摘要欄に記載してください。

その他ご不明な点は、こちらをご覧ください

・「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

→同封の冊子です。

・「令和8年分扶養親族等申告書」についてのQ&A

→当組合ホームページに掲載しています。アクセス方法は下図を参照してください。

パソコン

https://www.chikyosai.or.jp/info/pension/index.html

または 地方職員共済組合 年金に関するお知らせ

スマートフォン



お問い合わせ先

☎03-3261-9850
年金相談窓口

電話が繋がりにくい場合は、年金相談チャットボットもご利用ください。当組合ホームページ又は次の二次元コードからアクセス可能です。



◆ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。

年金証書記号番号

1 14
8594

令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

事務処理上、予め斜線を引いています。

1 変更なし

2 変更あり

2

氏名

男

生年月日

明・大・昭

配偶者

有無

扶養親族等の内訳

寡婦ひとり親

本人障害

源泉控除対象

配偶者特定

老人

16歳未満

一般

障害特別

障害普通

配偶者有無

令和7年

令和8年

3

本人障害

手帳の種類

等級など

区分

4

900万円超え

5

本人の年間所得見積額が500万円以下 ⇒

寡婦控除・ひとり親控除

事由

死亡

生計を

氏名

年間所得見積額

6

源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者

氏名

続柄

扶養区分

生年月日

住所

障害の状況

所得見積額等

7

源泉控除対象親族(16歳以上) または 扶養親族(16歳未満)

氏名

続柄

扶養区分

生年月日

住所

障害の状況

所得見積額

●16歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。

【個人番号(マイナンバー)欄について】
個人番号の記入は法律で定められた義務であるため、扶養親族等がいる場合は、該当の扶養親族等の個人番号(マイナンバー)も記入してください。
マイナンバーカードをお持ちでない場合でも、個人番号(マイナンバー)は付番されています。お手数ですが、通知カード等でご確認のうえ、記入してください。

8 摘要欄【(1)障害に係る手帳等の交付年月日 (2)別居(国内)の扶養親族等 (3)別居(国外)の扶養親族等 (4)他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

5人目以降の源泉控除対象親族等については、裏面に記入してください

ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。➡

※この面は源泉控除対象親族等が5人以上いる場合のみ記載してください。

7 源泉控除対象親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満) ※5人目以降の源泉控除対象親族等について、以下に記載してください。														
氏 名			続 柄	扶養区分	生年月日	住 所 ○を付けてください	障 害 の 状 況			所得見積額 【所得＝収入－控除額】				
							手帳の種類	等級など	区 分					
			2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . . 老人・特定	0 1	同居 別居(国内) 別居(国外)	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他		1 普 通 障 害 2 特 別 障 害	年金	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要です)。		
											給与			
											その他			
個人番号 (マイナンバー)											万円	万円		
			2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . . 老人・特定	0 1	同居 別居(国内) 別居(国外)	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他		1 普 通 障 害 2 特 別 障 害	年金	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要です)。		
											給与			
											その他			
個人番号 (マイナンバー)											万円	万円		
			2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . . 老人・特定	0 1	同居 別居(国内) 別居(国外)	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他		1 普 通 障 害 2 特 別 障 害	年金	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要です)。		
											給与			
											その他			
個人番号 (マイナンバー)											万円	万円		
			2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . . 老人・特定	0 1	同居 別居(国内) 別居(国外)	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他		1 普 通 障 害 2 特 別 障 害	年金	※所得金額に退職所得が含まれている場合のみ、退職所得を除いた金額を記入してください。 (退職所得がない場合は記入不要です)。		
											給与			
											その他			
個人番号 (マイナンバー)											万円	万円		

【5人以上源泉控除対象親族等がいる場合】
5人以上源泉控除対象親族等がいる場合は、氏名の印字はされず、以前マイナンバーを記載していただいても、機械処理上、上記欄には「**申告済**」と印字ができませんのでご了承ください。
組合では、記載していただいた氏名及び個人番号はデータ管理をしていますので、ご安心ください。

この申告書は、共済組合から支給される令和8年分の年金の支給見込額が次に該当する方に送付しています。

令和8年12月31日時点の年齢が
65歳未満(S37.1.2以降に生まれた方)…155万円以上の方
65歳以上(S37.1.1以前に生まれた方)…127万円以上の方
(ただし、退職年金等を受給されている場合は205万円以上の方)

提出期限：令和 年 月 日

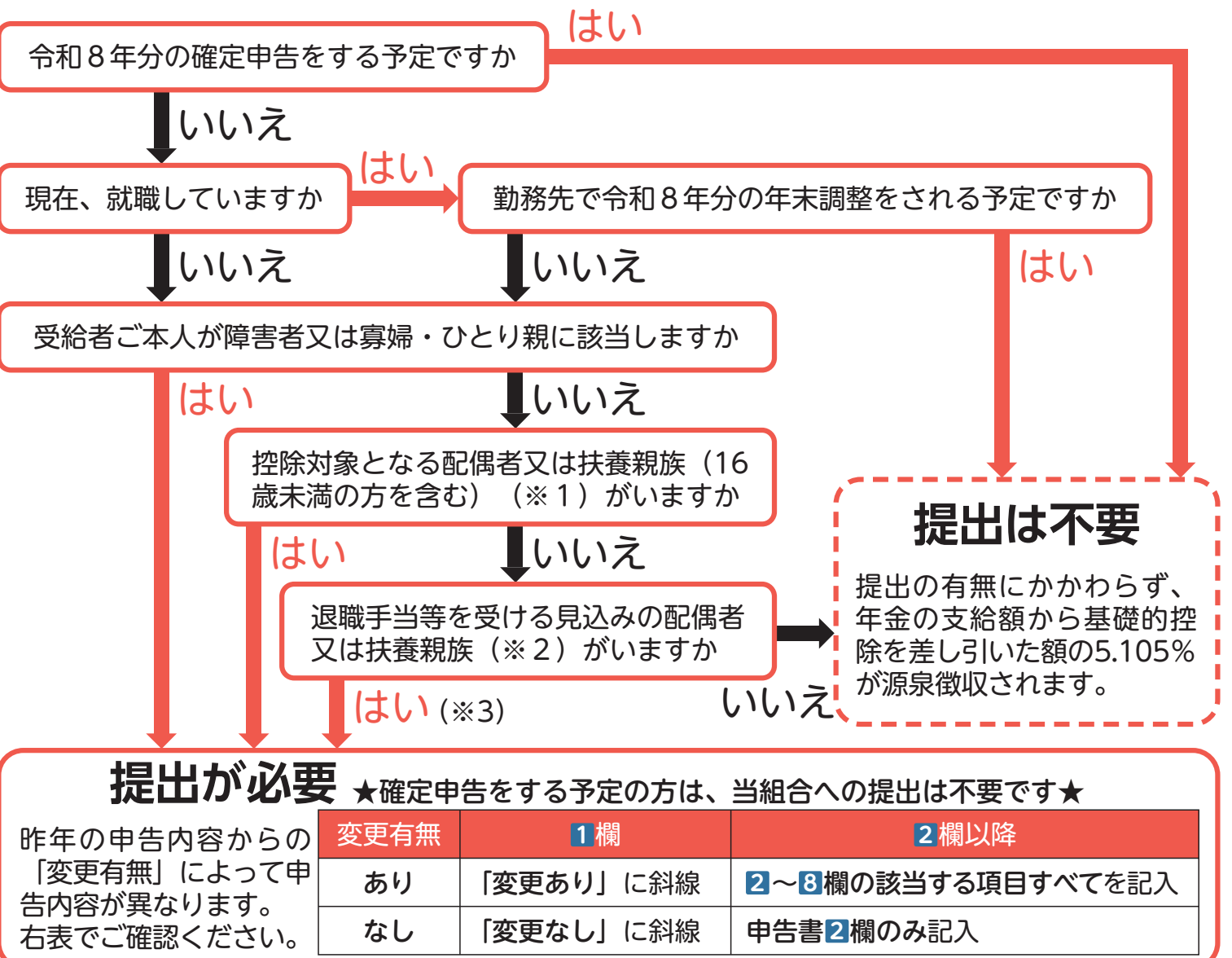
令和 年 月 日 地方職員共済組合

令和8年分扶養親族等申告書在中

令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

扶養親族等申告書の提出が不要となる場合があります。以下でご確認ください。

提出要否の確認



※1 年間所得（収入－控除額）見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は58万円以下（19歳以上23歳未満の方は85万円以下）の方に限ります。
※2 退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は58万円以下（19歳以上23歳未満の方は85万円以下）の方に限ります。
※3 ご提出いただくことで、個人住民税で該当する控除が受けられます。
※4 昨年の申告内容は、申告書1 欄「扶養親族等の内訳」及び手引きの2頁をご確認ください。
※5 扶養親族等の氏名の印字があっても、個人番号（マイナンバー）欄が空欄の場合は、「変更あり」として、該当の方の個人番号（マイナンバー）を記入して提出してください。

申告内容に不明点がある場合には、当組合から電話等にて確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。☎

その他ご不明な点は、こちらをご覧ください

- ・「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き
→同封の冊子です。
- ・「令和8年分扶養親族等申告書」についてのQ&A
→当組合ホームページに掲載しています。アクセス方法は下図を参照し

パソコン

<https://www.chikyosai.or.jp/info/pension/index.html>

または 地方職員共済組合 年金に関するお知らせ 🔍 検索

スマートフォン



8	摘要欄【(1)障害に係る手帳等の交付年月日 (2)別居(国内)の扶養親族等 (3)別居(国外)の扶養親族等 (4)他の所得者が控除を受ける扶養親族等】



「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

「扶養親族等申告書の提出が必要」と判断された方は、必要事項を記入のうえ提出してください。

記入の手順

- 1 はじめに令和7年分の申告内容を確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 2 令和8年の申告内容を令和7年の申告内容と比較し、「変更なし」、「変更あり」のどちらに該当するかを確認します。
 ※ **控除対象となる配偶者等の扶養親族の所得要件が変更されましたので、新たに控除対象となる場合があります。**詳細は2ページと7ページをご確認ください。
 ※ 配偶者等の扶養親族の氏名の印字があっても、「個人番号（マイナンバー）欄」に「***申告済***」と印字されていない場合は、個人番号（マイナンバー）の登録がありませんので、「変更あり」として、以下の記入方法を参考にして個人番号（マイナンバー）を記入して提出してください。
- 3 「変更がない」場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
 - (1) **1**の「変更なし」に線を引きます。
 - (2) **2**に氏名や住所等を記入します。
記入終了です。
→返信用封筒に入れて切手（110円分）を貼り、締切日までに提出してください。
- 4 「変更がある」場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
 - (1) **1**の「変更あり」に線を引きます。
 - (2) **2**に氏名や住所等を記入します。
 - (3) **3**～**5**欄に、該当する場合には記入します。
 - (4) **6**に「控除対象配偶者等」、**7**に「源泉控除対象親族等」に該当する方がいる場合は記入します。
 - (5) **8**に記入が必要な事項がある場合は記入します。
変更がない内容を含め、全ての申告内容を記入して終了です。
→返信用封筒に入れて切手（110円分）を貼り、締切日までに提出してください。

記入にあたっての注意事項



- ◆ 扶養親族等申告書は、機械処理しますので、黒のボールペンで記入してください。
- ◆ 記入した内容を訂正する場合、訂正印の押印は不要です。

お問い合わせ先

地方職員共済組合

年金相談窓口 ☎03-3261-9850

受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

- ・扶養親族等申告書の発送直後は、電話が混み合いますので、しばらくたってからおかけ直してください。 年金相談チャットボット
- ・電話の混雑状況によっては、お持たせすることがありますのでご了承ください。
- ・年金相談チャットボットでは、24時間365日必要な情報をわかりやすく提供していますので、ご利用ください。当共済組合のホームページの専用バナーからアクセスするか、右記の二次元コードをご利用ください。
- ・申告内容に不明な点がある場合には、当組合から電話等にて確認させていただく場合がありますので、予めご了承ください。



「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

「扶養親族等申告書の提出が必要」と判断された方は、以下をお読みにになり、必要事項を記入のうえ提出してください。

- 昨年、扶養親族等申告書により扶養親族等を申告されている場合には、予めその内容を扶養親族等申告書に印字してありますので、その内容を確認し、変更の有無を確認してください。
- 令和7年分の申告内容と比べて「変更がない」方と「変更がある」方で記入方法が異なります。
- 令和7年分を当組合に提出されていない方と、初めて扶養親族等申告書が送付されてきた方は、事務処理上、令和7年の扶養親族等の内訳欄は「***」が印字されています。

1 はじめに、令和7年の申告内容を確認します

扶養親族等の内訳	寡婦(ひとり親)	本人障害		源泉控除対象配偶者等	特定	老人	16歳未満	一般	障害			配偶者有無
		特別	普通						特別同居	特別別居	普通	
令和7年	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦

寡婦(ひとり親)	㊦	寡婦に該当する場合「1」、ひとり親に該当する場合「4」 寡婦(地方税のみ)に該当する場合「5」 ひとり親(地方税のみ)に該当する場合「6」※この数字は人数ではありません。
本人障害	㊦	受給者本人が障害者であれば「特別」「普通」のどちらかに「1」
源泉控除対象配偶者等	㊦	源泉控除対象配偶者等がいれば「1」※この数字は人数ではありません。 その配偶者が70歳以上で所得が48万円以下であれば「2」(老人控除対象配偶者です)
特定	㊦	源泉控除対象親族のうち「19歳以上23歳未満」の方がいればその「人数」
老人	㊦	配偶者を除く源泉控除対象親族のうち「70歳以上」の方がいればその「人数」 ※配偶者が70歳以上でも、ここに数字は入りません。
16歳未満	㊦	16歳未満の扶養親族がいればその「人数」
一般	㊦	「特定」、「老人」以外の源泉控除対象親族の方がいればその「人数」
障害	㊦	「特別」…所得見積額が48万円以下の源泉控除対象配偶者および扶養親族の中に特別障害者がいれば、「同居」「別居」に区別してその「人数」
	㊦	「普通」…所得見積額が48万円以下の源泉控除対象配偶者および扶養親族の中に普通障害者がいればその「人数」
配偶者有無	㊦	配偶者がいれば「1」

◇令和8年は控除対象となる方の所得の上限が58万円となります◇

(上記㊦～㊦に主な変更があります。)

㊦：70歳以上で所得が58万円以下であれば老人控除対象配偶者となります。

㊦：19歳以上23歳未満の源泉控除対象親族のうち、所得見積額が58万円超85万円以下の方は「特定親族特別控除」を受けることができます。

㊦～㊦：配偶者に係る障害者控除及び扶養親族の所得要件が58万円以下に引き上げられました。

2 令和8年の申告内容を令和7年の申告内容と比較し、「変更なし」、「変更あり」のどちらに該当するのを確認します

1 「変更なし・変更あり」欄

1	変更なし 	変更あり 
---	---	--

●令和7年分の申告をしている方

令和8年分の申告が令和7年分と比べて、変更がない場合には「変更なし」に、変更がある場合には「変更あり」に「/」を記入してください。

●令和7年分の申告書を提出していない方または初めて申告される方

1の「変更なし・変更あり」欄に、あらかじめ斜線(「変更なし」に「×」印、「変更あり」に「/」斜線)を印字していますので、記入する必要はありません。

注意点 ⚠ 以下に該当する方がいる場合は、「変更あり」となりますのでご注意ください。

- 控除対象となっている配偶者・扶養親族等の年齢が令和8年中に70歳、23歳、19歳、16歳となる方
- 控除対象となっている配偶者の年間所得見積額が令和8年中に次のとおり変更する見込みとなる方
 - 「48万円以下」であったが「58万円超かつ95万円以下」または「95万円超」となる
 - 「48万円超かつ95万円以下」であったが「58万円以下」または「95万円超」となる
 - 「95万円超」であったが「58万円以下」または「58万円超かつ95万円以下」となる
- 控除対象となっている配偶者で所得見積額が58万円を超える方のうち、令和7年と比べて所得見積額が1万円以上変動する見込みの方
- 控除対象となっている扶養親族が国外に転居し、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方(詳細は【5ページ】をご覧ください。)
- 前回の提出までに、控除対象となる配偶者・扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入していない方、または記入した個人番号(マイナンバー)に変更が生じた方

3 「変更なし」「変更あり」共通で記入が必要な箇所

2 「氏名等」欄

- ・「氏名」、「住所」を必ず記入し、「配偶者有無」の該当する方を必ず○で囲んでください。
- ・「代筆者氏名等」は、代筆される方の「氏名」および「続柄」を記入してください。
- ・日中連絡のとれる電話番号を記入してください。内容を確認するために連絡をすることがあります。

2	ネンキン タロウ	男	生年月日	昭和・平成・令和 28年 3月 3日	配偶者 有無	☒ 有 ☐ 無
	氏名 年金 太郎		女	代筆者 氏名等	(続柄)	
住所	〒102-8601 TEL (03) 3261-9850 東京都千代田区平河町2-4-9					

「変更なし」の方は以上で記入終了です。

扶養親族等申告書を同封している返信用封筒に入れ、切手（110円分）を貼り郵送してください。締切日にかかわらず、お早めにご提出ください。

「変更あり」の方は、2 欄を記入し、「4」以降に進んでください。

4 「変更あり」の場合 3 欄以下の該当する箇所すべてに記入が必要です。

注意点

「変更あり」の場合は、変更があった箇所だけではなく、**申告するすべての内容を記載**してください。記載がない場合は、扶養控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

3 「本人障害」欄

- ・受給者本人が障害者控除に該当する方は記入してください。
- ・「手帳の種類」及び「区分」は、該当する箇所を○で囲み、「等級」を記入してください。交付年月日は、氏名とあわせて「8 摘要欄」に記入してください。
- ※「障害者控除の説明」については、【6ページ】をご覧ください。【6ページ】の表の③④以外に該当する方は、「手帳の種類」は「3 その他」を○で囲んでください。
- ※介護保険法による要介護認定だけでは、障害者控除の適用は受けられませんが、障害者控除対象者認定書等の交付を受けている場合は、障害者控除の適用を受けられます（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください）。

3	手帳の種類	等級など	区 分
	☒ 1 身体障害者 ☐ 2 精神障害者 ☐ 3 その他	3	☒ 1 普通障害 ☐ 2 特別障害
本人障害			

4 「本人所得」欄

受給者本人の所得見積額（収入－控除額）が900万円を超える場合のみ、「900万円超え」に○を付けてください。

4	900万円超え
本人所得	↑年間所得見積額を超える場合のみ 「○」を付けてください

- ※ 受給者本人の所得が900万円を超える場合は、「配偶者控除の対象外」です。
- ただし、配偶者の年間所得見積額が58万円以下の場合で、配偶者が障害者に該当する場合のみ、配偶者の障害者控除が受けられます。

5 「寡婦・ひとり親控除」欄

- ・受給者本人の年間所得見積額が「500万円以下」で、寡婦またはひとり親に該当する場合は、該当する箇所を○で囲んでください（寡婦、ひとり親に該当するかは、下の「寡婦・ひとり親とは」でご確認ください）。
 - ・生計を一にする子(※)がいる場合は、その子の氏名を記入してください（扶養親族に該当し、7「源泉控除対象親族」欄に記入した場合には、当欄への記入は不要です）。
- ※ 生計を一にする子とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、年間所得見積額が58万円以下の子をいいます。

5	本人の年間所得見積額が500万円以下 →	寡婦控除・ひとり親控除	事由 (該当に「○」) →	1 死亡 2 離婚 3 生死不明 4 婚姻歴無	生計を一にする子	氏名	年間所得見積額
寡婦・ひとり親	退職所得を除いた年間所得見積額が500万円以下 →	地方税(個人住民税)控除のみ 寡婦控除・ひとり親控除				共済 一子	10 万円

寡婦・ひとり親とは

- 『寡婦』とは受給者本人が、以下に該当する方をいいます。
 - 次のいずれかに該当する方で、扶養親族（子以外）のある方
 - 夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
 - 夫の生死が明らかでない方
 - 次のいずれかに該当する方で、扶養親族のいない方
 - 夫と死別した後、婚姻していない方
 - 夫の生死が明らかでない方
- 『ひとり親』とは受給者本人が、以下に該当する方のうち、生計を一にする子がいる方をいいます。
 - 配偶者と死別・離婚後、婚姻していない方
 - 婚姻歴のない方
 - 配偶者の生死が明らかでない方

※ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外となります。

受給者の 年間所得 見積額	受給者の 性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	区分
500万円 以下	女性	子以外の 扶養親族あり	死別・離婚 生死不明	寡婦
		扶養親族なし	死別・生死不明	寡婦
		子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	男性	子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親

「地方税(個人住民税)控除のみ」欄について

- 受給者本人の年間所得見積額が500万円を超える場合は、所得税の控除対象になりません。
しかし、受給者本人が退職所得を受給する予定であって、退職所得を除くと500万円以下となる場合で「寡婦」または「ひとり親」の要件に該当するときは、地方税(個人住民税)の控除対象となります。
- 生計を一にする子の年間所得見積額が58万円を超える場合は、所得税の控除対象になりません。
しかし、当該子が退職所得を受給する予定であって、退職所得を除くと58万円以下となる場合で「ひとり親」の要件に該当するときは、地方税(個人住民税)の控除対象となります。

6 「源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者」欄

- ・源泉控除対象配偶者等の要件については【7ページ】、年間所得見積額については【8ページ】をご覧ください。
- ・令和8年12月31日時点で70歳以上で、年間所得見積額が58万円以下の方は「老人」を○で囲んでください。
- ・障害の状況欄は、【6ページ】をご覧ください。障害者に該当する場合は「8 摘要欄」とあわせて記入してください。
- ・新たに配偶者を扶養対象とする場合には、該当する箇所を記入し、併せて、個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。
- ・令和7年分について、控除対象配偶者として登録されている場合は、あらかじめ氏名等を印字していますが、印字内容に誤りや修正がある場合には、赤のボールペンなどで修正箇所がわかるように修正してください。
- ・令和8年分は配偶者を申告しない場合（死亡した、所得が増えて該当ではなくなったなど）は、当該欄をすべて二重線により消してください。
- ・氏名等の印字があっても「個人番号（マイナンバー）欄」に「***申告済***」と印字されていない場合は、個人番号（マイナンバー）の登録がありませんので必ず個人番号（マイナンバー）を記入して提出してください。

【 申告しない場合の例 】

氏名	続柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください	障害の状況			所得見積額等	
					手帳の種類	等級など	区分	年金収入のみの方	収入が左記以外の方
年金 二美	配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含:老人控除対象配偶者)	大 昭 平	0 同居	1 身体障害者		1 普通障害	65歳未満で 年金収入が118万円以下	所得見積額を記入 収入がない場合は0を記入 _____万円
			老人	1 別居(国内)	2 精神障害者		2 特別障害	65歳以上で 年金収入が118万円以下	退職所得がある方は、上記 金額から退職所得を除いた 金額を記入してください。 _____万円
個人番号 (マイナンバー)			組合使用欄	別居(国外)	3 その他				

7 「源泉控除対象親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）」欄

- 源泉控除対象親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）の要件は【7ページ】、年間所得見積額については、【8ページ】をご覧ください。
- 障害の状況欄は、【6ページ】をご覧ください。障害者に該当する場合は「8 摘要欄」とあわせて記入してください。
- 令和8年12月31日時点で70歳以上の方は「老人」を○で囲んでください。
- 令和8年12月31日時点で19歳以上23歳未満の方は「特定」を○で囲んでください。
- 令和7年分について、扶養親族として登録されている場合は、あらかじめ氏名等を印字していますが、印字内容に誤りや修正がある場合には、赤のボールペンなどで修正箇所がわかるように記入してください。
- 令和8年分は扶養親族を申告しない場合（死亡した、就職して扶養の対象ではなくなったなど）は、当該欄をすべて二重線により消してください。
- 氏名等の印字があっても「個人番号（マイナンバー）欄」に「***申告済***」と印字されていない場合は、個人番号（マイナンバー）の登録がありませんので必ず個人番号（マイナンバー）を記入して提出してください。

個人番号（マイナンバー）の記載のお願い

個人番号（マイナンバー）は所得税法第203条の6の規定により記載が定められていますので、必ず記入してください。

8 摘要欄

- 障害者控除を受けようとする方に障害の手帳等が交付されている場合は、氏名と交付年月日を記入してください。
- 受給者本人と別居している配偶者・扶養親族、あるいは受給者本人以外の所得者が控除を受ける配偶者・扶養親族がいる場合には「8 摘要欄」に以下の内容を記入し、必要な書類を提出してください。

(1) 国内で別居している配偶者・扶養親族がいる場合 配偶者、扶養親族の「氏名」および「住所」

(2) 国外に居住している配偶者がいる場合

配偶者の「氏名」および「住所」を記入し、『親族関係書類』を添付してください。

『親族関係書類』とは、次の①または②いずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。これらの書類が外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要です。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及びその配偶者または親族の旅券の写し
- ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限りです。）

(3) 国外に居住している配偶者以外の扶養親族で次の①から④に該当する方がいる場合

扶養親族の「氏名」、「住所」および下記の「①から④のいずれかの該当する番号」を記入し、上記(2)に記載した『親族関係書類』を添付してください。

- ① 対象者の年齢が30歳未満、または、70歳以上である方
- ② 30歳以上70歳未満の方で、留学のため国内に住所を有しなくなった方
（留学生であることを証明する書類の添付が必要です。）
- ③ 30歳以上70歳未満の方で、障害者（【6ページ】の障害者に該当する方）に該当する方
- ④ 30歳以上70歳未満の方で、その年において、年金受給者から生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みである方

※ 「国外に居住している」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方をいいます。

詳しくは当組合のホームページをご確認いただくか、電話 （表紙に電話番号を記載）にてお問い合わせください。

(4) 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合

- ① 他の所得者の扶養親族である方の「氏名」、受給者本人から見た「続柄」、「生年月日」及び「住所」
- ② 上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の「氏名」、受給者本人から見た「続柄」および「住所（同居もしくは別居）」

※ 生計を同じくする者のなかで、2人以上の所得者がいる方は、扶養親族等をどちらの所得者の源泉控除対象親族とするのか選択することになります。

障害者控除の説明

下表のいずれかの障害の状態に該当する方は、障害者控除を受けることができます。

- 16歳未満の扶養親族であっても、障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。
- 配偶者または親族の年間所得見積額が58万円を超える場合は、その方が障害者に該当しても障害者控除は受けることができません。

障 害 の 内 容	区 分	
	普通障害	特別障害
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）	／	該当するすべての方
② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により知的障害者と判定された方 ・療育手帳（みどり・愛・愛護等）の交付を受けている方	中度、軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度がB、B1、B2、C等）	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がA、A1、A2等）
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の障害の程度以外の方	障害等級が1級の方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	3級から6級までの方	1級または2級の方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の障害程度以外の方	恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	／	該当するすべての方
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）	／	該当するすべての方
⑧ 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和37年1月1日以前の生まれの方）で市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から①②④に準ずる障害があると認定されている方	右の障害の程度以外の方	①、②または④の特別障害者と同程度の障害がある方

※1 精神上の障害のため、物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にある方のことをいいます。

※2 引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排泄等をすることができない程度の状態にあると認められる方のことです。例えば、「寝たきり」の方は該当することになります。

- ◆ 介護保険法による要介護認定を受けている方でも、上表に該当しない方は、障害者控除の適用は受けられません（介護保険法で定められている要介護認定の等級とは直接関係ありません。）。
- ◆ 被爆者健康手帳の交付を受けているだけでは、上表⑥に該当しません。
- ◆ 指定難病医療受給者証の交付を受けているだけでは、障害者控除の適用は受けられません。
- ◆ 上表の①、⑥、⑦、⑧に該当する方は、「等級」に①、⑥、⑦、⑧いずれかの該当する番号を記入し、該当の「区分」に○を付けてください。
- ◆ 市区町村から障害者・特別障害者控除対象者認定書の交付を受けた方は、手帳の種類は「3その他」に○を付け、「等級」欄に⑧と記入し、該当の「区分」に○を付けてください。
- ◆ 提出する際、障害程度を示す証明書の添付は必要ありません。
- ◆ 手帳等を交付されている方の氏名と交付年月日を「8 摘要欄」に記入してください。

扶養親族等申告書の提出に伴う業務につきましては、地方職員共済組合が求める特定個人情報等を取り扱うための安全管理措置（入退室管理装置設置、インターネットへの接続禁止等）が講じられ、プライバシーマークおよびISO/IEC27001を取得している会社（ニューコン株式会社 東京都荒川区東日暮里5-41-12）に業務の一部を委託しております。

同封しております黄色の返信用封筒の宛先となっておりますが、当組合が業務の一部を委託した会社であり、また、年金受給者の皆様からご提出いただく扶養親族等申告書は、当共済組合の監督の下、厳重に管理し、個人情報保護に万全を期してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

こちらの委託先では、扶養親族等申告書の内容についてのお問い合わせは受け付けられません。

内容についてのお問い合わせは、「地方職員共済組合年金部年金相談窓口」（電話番号は表紙に記載）をお願いします。

- 提出の際は、同封の返信用封筒に入れ、切手（110円分）を貼り、投函してください。
- 封筒に糊付けする際に、糊が用紙に付いてしまうと、開封の際に用紙を破損してしまうことがありますので糊付けしすぎないようにしてください。
- 委託先へ速達での返送はしないようにしてください。
- 申告書は用紙中央のミシン目で切り離し、申告書の部分のみ提出してください。

控除対象となる配偶者、扶養親族の説明

(1) 配偶者

①源泉控除対象配偶者

受給者本人（年間所得見積額が900万円以下）と生計を同じくする配偶者（青色事業専従者等を除く。）で、令和8年中の年間所得見積額が95万円以下の方をいいます。

②老人控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者のうち、70歳以上（昭和32年1月1日以前生まれ）の方で、令和8年中の年間所得見積額が58万円以下の方をいいます。

- 配偶者が障害者に該当しても、年間所得見積額が58万円を超える場合は、障害者控除の対象外です。
- 受給者本人の年間所得見積額が900万円を上回るため、上記に該当されない方のうち、受給者本人と生計を同じくする障害者に該当する配偶者（青色事業専従者等を除く。）で、かつ、配偶者の年間所得見積額が58万円以下である方は、障害者控除のみ適用を受けることができます。

		配偶者所得		
		58万円以下	58万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除（70歳以上の場合は控除額の加算あり） 障害者控除	配偶者特別控除（※1）	
	900万円超	障害者控除（※2）	控除対象外（※3）	

※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても控除額の加算はありません。

※2 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。

※3 上記以外の場合でも、確定申告によって配偶者（特別）控除が受けられることがあります。詳しくは国税庁のホームページをご確認いただくか、税務署にお問い合わせください。

(2) 源泉控除対象親族

受給者と生計を同じくする配偶者以外の親族で、年間所得見積額が58万円以下の方を「扶養親族」といい、16歳以上（平成23年1月1日以前生まれ）の扶養親族と、19歳以上23歳未満（平成16年1月2日から平成20年1月1日生まれの方）で年間所得見積額が58万円超85万円以下の方をあわせて「源泉控除対象親族」といいます。

(3) 老人扶養親族

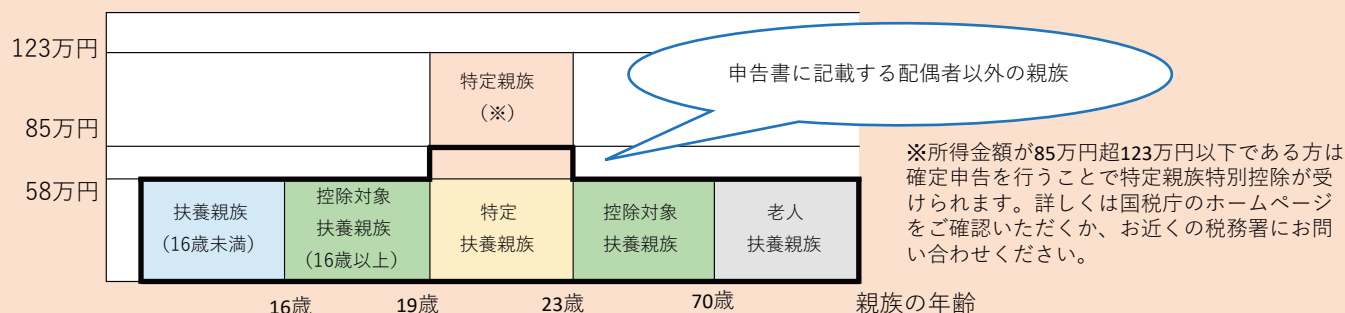
(2)のうち、70歳以上（昭和32年1月1日以前生まれ）の方をいいます。

(4) 特定扶養親族・特定親族

扶養親族のうち、19歳以上23歳未満（平成16年1月2日から平成20年1月1日生まれ）の方を特定扶養親族といいます。また、19歳以上23歳未満で年間所得見積額が58万円超85万円以下の方を特定親族といいます。

配偶者以外の親族の範囲

親族の年間所得見積額



- 年齢はすべて令和8年12月31日時点のものです。
- 対象となる方が年の途中でお亡くなりになられても、その年は控除が受けられます。
- 年間所得見積額の説明は、【8ページ】の「年間所得見積額の説明」を参照してください。
- 配偶者または扶養親族が令和8年に退職所得を受ける見込みである場合で、退職所得を含めた所得額では所得税法上の控除対象とならなくても、退職所得を除くと地方税法上（個人住民税）の控除対象となる場合（「退職所得を除いた年間所得見積額」が、配偶者は95万円以下、扶養親族は58万円（19歳以上23歳未満の方は85万円）以下である場合）は、退職所得を除いた年間所得見積額を該当箇所に記入してください。

なお、退職所得を受ける見込みがない場合、または、退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円、扶養親族は58万円（19歳以上23歳未満の方は85万円）を超える場合は控除対象外となりますので記入不要です。

- 個人住民税の計算については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

年間所得見積額の説明

令和8年中の年間所得見積額は、令和8年中（令和8年1月1日から12月31日まで）に得られるであろう所得（年額）から計算します。主な年間所得見積額の計算方法は次のとおりです。

なお、障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

※ 収入金額を記入すると、控除対象外と判断される場合がありますのでご注意ください。



控除対象配偶者や源泉控除対象親族の欄に氏名等の記載があっても、控除対象外と判断されると控除が受けられません。

具体的な計算方法等詳細については、「国税庁のホームページ」をご確認いただくか、お近くの税務署へお尋ねください。

【雑所得：公的年金等（※）の場合】 その年に受け取る年金収入金額（A）－ 公的年金等控除額（B）

受給者の年齢	その年に受け取る年金収入金額（A）	公的年金等控除額（B）
65歳以上 （昭和37年1月1日以前生まれ）	330万円以下	110万円
65歳未満 （昭和37年1月2日以後生まれ）	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円

その年に受け取る年金収入金額
（A）

上記の表で計算した(B)の額
（B）

年金の年間所得見積額

所得見積額欄に記入する額

円 — 円 = 円 → 万円

※ 「公的年金等」とは、共済年金、国民年金、厚生年金保険、恩給などです。

円単位を万円単位にする
（1万円未満切捨て）

【給与所得の場合】 給与の収入金額（C）－ 給与所得控除額（D）

給与の収入金額（C）	給与所得控除額（D）
190万円以下	65万円

※配偶者の給与収入金額が160万円より多い見込みの場合は、年金からは控除対象配偶者としての控除は受けることができませんのでご了承ください。

※配偶者以外の扶養親族の給与収入金額が123万円（19歳以上23歳未満の方は150万円）より多い見込みの場合は、年金からは源泉控除対象親族としての控除は受けることができませんのでご了承ください。

※複数の所得がある場合は、計算方法が異なる場合があります。国税庁のホームページまたは、お近くの税務署でご確認ください。

その年に受け取る給与収入金額
（C）

上記の表で計算した(D)の額
（D）

給与の年間所得見積額

所得見積額欄に記入する額

円 — 円 = 円 → 万円

円単位を万円単位にする
（1万円未満切捨て）

【雑所得：公的年金等以外（※1）の場合】 総収入金額 — 必要経費（※2）

※1 「公的年金等以外」とは、個人年金保険、企業年金、郵便年金などです。

※2 「必要経費」とは、総収入金額に対応する売上原価、その他その収入金額を得るために直接要した費用の額、その他に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額です。例えば、個人年金にかかる経費とは、年金の支払金額に対応する保険料または掛金額です。

【退職所得（一般退職手当等（※））の場合】 （収入金額 — 退職所得控除額（E））× 1/2

勤続年数	退職所得控除額（E）
20年以下	40万円 × 勤続年数 ※勤続期間中に1年未満の端数があるときは、端数は1年に切り上げて計算します。
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

（※）「一般退職手当等」とは、「特定役員手当等」および「短期退職手当等」のいずれにも該当しないものとなります。

「一般退職手当等」以外の計算方法については、「国税庁のホームページ」をご確認いただくか、お近くの税務署へお尋ねください。

◆その他、所得には次のものがあります。

利子所得、譲渡所得、山林所得、一時所得

令和7年分の所得税の還付について（お知らせ）

令和7年税制改正により、令和7年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額が見直されました。

令和7年12月の支払の際に、改正後の源泉徴収税額を計算し、改正前の源泉徴収税額との精算を行います。

この精算により還付額が発生した場合には、令和7年12月支給期にお支払いするとともに、年金支払通知書には、「還付税」（仮称）と記載しお知らせします。

詳細は令和7年12月上旬頃、当組合のホームページに掲載しますので、そちらでご確認ください。

116-0014

110円分の
切手を貼っ
てください。

東京都荒川区東日暮里5-41-12-地下1階
ニユーコン株式会社情報サービス事業部内

【地方職員共済組合 業務委託先】

地方職員共済組合 年金部 年金相談課調査係 行

扶養親族等申告書在中